東金市学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

東金市教育委員会教育長　　石　川　　貢　彦

東金市教育委員会規則第４号

東金市学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の５に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　東金市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の５第１項の規定により、東金市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）に協議会を置く。

２　教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

（１）　対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長

（２）　対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）

（３）　対象学校の所在する地域の住民

（委員）

第３条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とする。

２　委員は、次に掲げる者について教育委員会が任命する。

（１）　対象学校の所在する地域の住民

（２）　対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

（３）　対象学校の運営に資する活動を行う者

（４）　対象学校の校長

（５）　対象学校の教職員

（６）　学識経験を有する者

（７）　関係機関の職員

（８）　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

３　教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の５第３項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

４　委員の任期は、１年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

（守秘義務等）

第４条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

（２）　委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長又は副会長となることができない。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、会長が会議の議長となる。

２　協議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

５　会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

（会議の公開）

第７条　協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

（１）　当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

（２）　前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないと認めた場合

２　協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

３　傍聴人は、協議会の会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（協議会の承認を得なければならない事項）

第８条　対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

（１）　対象学校の教育目標及び学校経営方針に関する事項

（２）　対象学校の教育課程の編成に関する事項

（３）　対象学校の組織編制に関する事項
（４）　その他対象学校の校長が必要と認める事項
２　対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
（学校運営に関する評価及び情報提供）
第９条　協議会は、対象学校の運営状況について、毎年度１回以上の評価を行うものとする。
２　協議会は、保護者及び地域の住民に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
（協議会の意見）
第10条　協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。
（職員の任用に関する意見の対象となる事項等）
第11条　法第47条の５第７項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。
（１）　協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
（２）　対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項
（研修）
第12条　教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。
（指導及び助言）
第13条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。
２　教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。
（協議会の適正な運営の確保のために必要な措置）
第14条　教育委員会は、前条第１項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
（１）　協議会としての活動の実態がないと認められる場合
（２）　協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
（３）　前各号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
（委員の解任）
第15条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。
（１）　委員が第４条の規定に違反したとき。
（２）　委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

（３）　前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

２　当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

３　教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

（補則）

第16条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　第６条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行後、最初に開かれる会議は、教育長が招集する。